

## (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員宿日直手当に関する細則

制 定 平成 31. 4. 1  
最近改正 令和 3. 6. 30

### (趣旨)

第 1 条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程 (以下「旧給与規程」という。) 第 23 条第 2 項の規定に基づき、教職員の宿日直手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (支給額)

第 2 条 宿日直手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

- 一 宿直勤務又は日直勤務 (次号及び第三号の勤務を除く。) 1 回につき 6,700 円。ただし、勤務時間が 5 時間未満の場合は、その勤務 1 回につき 3,350 円とする。
- 二 勤務時間が午前 9 時から午後 1 時までとされている日又はこれに相当する日における日直勤務 1 回につき 3,350 円
- 三 旧給与規程第 23 条第 2 項の別に定める宿日直勤務は、大阪市立大学医学部附属病院における緊急事態の対処及び連絡の対応をするための宿直勤務及び日直勤務とし、宿日直手当の額は勤務 1 回につき 7,700 円とする。

### 附 則

#### (施行期日等)

この細則は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則

この細則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。